

# 告示

## 埼玉県告示第三百四十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和八年五月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	朝霞蕨線	埼玉県朝霞市本町二丁目一八八五番一七地 先から 埼玉県朝霞市本町二丁目一八番八地先まで